あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２７年６月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

今年の梅雨時は、相変わらずの地震、火山噴火の話題が続いているからか、肝心の雨のことは少し話題から遠ざかっているようです。自然の活動について、人間の無力さを感じる日々です。自然の大いなる力は、良くも悪くも私たちの生活に大きな影響を与えます。抗えない力には、それに適応して生き抜く術を持ちたいものです。

生き抜く術は、社会生活でも必要です。例えば、遺言書のことを知っているかどうかでも、人によっては大きく、その後の人生を変える場合があります。そこで、今回は、公正証書による遺言書の作成手順をお話したいと思います。

公正証書による遺言書の作成

遺言には、ご存知のとおり公正証書遺言と自筆証書遺言があります。私たち司法書士が携わる遺言業務の割合は９対１の圧倒的な割合で公正証書遺言の方が多いのです。

そこで、今回は公正証書による遺言書の作り方について大まかにお話ししたいと思います。

私が遺言書の作成依頼を受けると、まずは依頼者と次の内容を打合せます。

①遺言の内容（誰に何を相続させるか（又は遺贈するか））②遺言執行者の指定③祭祀主催者の指定（ご先祖様を守っていく人を決めること）④付帯事項がある場合はその旨⑤２名の証人を用意（これは当事務所でも用意できます）

内容がすべて決まったら、相続関係を示す書類である戸籍や住民票そして、遺言者は印鑑証明書を揃えてもらいます。その決まった内容と相続関係を示す書類等を公証役場の公証人に示して、遺言公正証書として内容が適切かどうか、或いは遺言者の意思が過不足なく記載されているかを公証人がチェックして、原案が作成されます。その時に、公証人に支払う費用も算出してもらいます。

最後に、遺言公正証書の作成日時を打ち合わせて、遺言者・証人・公証人の全員が集まることができる日時を決定します。

作成日当日は、遺言者は実印と費用を持って、公証役場まで来て頂きます。内容は事前に打ち合わせておりますが、公証人は面前にいる遺言者に遺言内容を確認します。それが正しいと最後に遺言書をすべて読み上げて（これを口授（くじゅと読みます）するといいます。）遺言書の末尾に公証人が署名押印して、遺言公正証書が完成します。

公証人は出張サービスもありますので、動けない遺言者は遠慮なく相談して下さい。

どうでしょうか、このように書いてしまうと簡単なようですが、私の経験則では、一つ一つに時間がかかってしまうことが多く、作成までの時間は長い人で数か月かかる場合もあります。

ここでちょっと豆知識

遺言書は３種類

①遺言する人が自筆で内容を書き、作成日を記入し、署名する「自筆証書遺言」

②公証人が遺言者から遺言の内容を聞き取り、公証人が作成する「公正証書遺言」

③遺言書の内容を誰にも知られない様にして作成する「秘密証書遺言」があります。